

## 所沢市スマートエネルギー補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの活用又は省エネルギーの推進に資する事業を実施する市民、事業者、自治会等に対し、予算の範囲内において所沢市スマートエネルギー補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における低炭素化の促進を図り、もって地球温暖化を防止することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものをいう。
- (2) 省エネルギー エネルギーを効率的に使用することで、石油や電気等のエネルギー使用量を抑制することをいう。
- (3) 低炭素化 社会経済活動その他の活動に伴って発生する地球温暖化の最大の原因と言われる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えることをいう。
- (4) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会及びマンション管理組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 家庭用 自らが居住する市内の住宅に次条第1項に規定する補助対象事業を実施する個人であって、補助金の請求時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 事業者用 次のいずれにも該当するもの
  - ア 自らが業を営み、又は活動する市内の事業所等において次条第1項に規定する補助対象事業を実施すること。
  - イ 次条第2項に規定する補助対象経費の合計の金額が100万円以上となる個人又は法人であること。
  - ウ 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第12条に規定する事業者として同条の規定の適用を受けないこと。
- (3) 自治会・管理組合作用 自らが管理し、及び運営する市内の地域集会施設又は共同住宅の共用部分において次条第1項に規定する補助対象事業を実施する自治会等であって、同条第2項に規定する補助対象経費の合計の金額が15万円以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請時及び実績報告時において市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。以下同じ。）の滞納があるもの及び同一年度内に同一事業に対してこの要綱に基づく補助金以外の市の補助金の交付を受けているものは、補助対象者としていない。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、再生可能エネルギーの活用又は省エネルギーの推進に資する事業とし、その補助対象項目、種類及び補助対象要件は、家庭用にあつては別表第1第1号及び同表第2号、事業者用にあつては同表第3号、自治会・管理組合用にあつては同表第4号のとおりとする。

2 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額及び補助金の上限額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により申請を行わなければならない。この場合において、申請の回数は、家庭用にあつては別表第1第1号及び同表第2号に掲げる補助対象項目の区分ごとに1年度につき1回限りとし、事業者用及び自治会・管理組合用にあつては1年度につき1回限りとする。

(1) 別表第1第1号に掲げる補助対象事業 当該事業の実施前に、所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号）に、別表第3に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(2) 別表第1第2号に掲げる補助対象事業 当該事業の実施後に、所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）に、別表第4に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(3) 別表第1第3号に掲げる補助対象事業 当該事業の実施前に、所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号）に、別表第5に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 別表第1第4号に掲げる補助対象事業 当該事業の実施前に、所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（自治会・管理組合用）（様式第4号）に、別表第6に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる補助対象事業にあつては、次項の規定により市長が定めた申請の期間の開始前に実施したもの（当該申請の期間の属する年度に実施したものに限り。）についても申請を行うことができる。

3 補助金の申請を行うことができる期間は、毎年度市長が別に定める。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 別表第1第1号、同表第3号及び同表第4号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートエネルギー補助金交付決定通知書（様式第5号）

(2) 別表第1第2号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートエネルギー補助金交付決定通知書兼振込通知書（様式第6号）

3 市長は、補助金に係る交付の決定において、必要と認めるときは条件を付することができる。

（交付決定事業の変更）

第7条 前条第2項第1号の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた補助対象事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、所沢市スマートエネルギー補助金変更申請書（様式第7号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、所沢市スマートエネルギー補助金変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（廃止等の届出）

第8条 交付決定者は、交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、所沢市スマートエネルギー補助金廃止等届出書（様式第9号）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、当該交付決定事業の完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号）、所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号）又は所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（自治会・管理組合用）（様式第12号）に、別表第7に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市スマートエネルギー補助金額確定通知書（様式第13号）により通知しなければならない。

（補助金の請求及び支払）

第11条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けたときは、所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）により速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書又は第5条第1項第2号に規定する請求書が提出されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(1) 別表第1第1号、同表第3号及び同表第4号に掲げる補助対象事業 前項に規定する補助金の請求を受けた日から起算して30日

(2) 別表第1第2号に掲げる補助対象事業 第6条に規定する補助金の交付を決定した日から起算して30日

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(報告)

第13条 補助金の交付を受けたものは、市長の求めがあったときは、実施した補助対象事業の効果等について報告するものとする。

(管理)

第14条 補助金の交付を受けたものは、実施した補助対象事業により取得した財産等については、当該補助対象事業の完了の日から5年間は、善良な管理者の注意をもって当該財産等を適正に管理しなければならない。

(処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けたものは、市長の承認を受けずに、実施した補助対象事業により取得した財産等を譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助対象事業の完了の日から5年間は経過したときは、この限りでない。

(書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金に係る関係書類等を実施した補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付要綱及び所沢市温暖化防止活動奨励品交付要綱)

の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）

(2) 所沢市温暖化防止活動奨励品交付要綱（平成23年4月1日施行）

（平成26年度における太陽光発電システムに係る補助金の交付の特例）

3 平成26年度に限り、平成26年1月1日からこの要綱の施行の日前までに太陽光発電システムの設置に係る契約が締結され、この要綱の施行の日以後に実施する事業については、補助対象事業とする。

（この要綱の失効）

4 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（1） 家庭用（補助対象事業の実施前に申請を行うもの）

補助対象項目	種類	補助対象要件（いずれも中古品を除く。）
太陽光採光システム	—	太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた屋内の照明用途に利用するものであること。
バイオマスストーブ	ペレットストーブ	次の要件を全て満たすこと。 ア 本体製品価格が10万円以上（税込）であること。 イ 熱（燃焼）効率が、定格出力時で75%以上であること。
	薪ストーブ	次の要件を全て満たすこと。 ア 本体製品価格が10万円以上（税込）であること。 イ 熱（燃焼）効率が、触媒方式については72%以上、非触媒方式については63%以上であること。
地中熱利用システム	ヒートポンプシステム	次の要件を全て満たすこと。 ア 冷暖房のエネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。 イ 地中熱交換器（熱交換井を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
	蓄熱式空気循環	地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
エコハウス	低炭素建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けているものであること。
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付決定を受けているものであること。

備考

- 「太陽光採光システム」とは、自然採光が不十分又は不可能な空間にも反射板や光ファイバー等を使用することで太陽光を取り入れることができるシステムのことをいう。
- 「バイオマスストーブ」とは、木質ペレット又は薪を燃料とするストーブのことをいう。
- 「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことで、ヒートポンプを活用するヒートポンプシステム及び蓄熱層を活用する蓄熱式空気循環のことをいう。
- 「エコハウス」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定又は国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付決定を受けた建築物のことをいう。
- 他の補助対象項目を実施することにより低炭素建築物の認定又は国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付決定を受ける場合は、当該エコハウスのみを補助対象事業とする。

(2) 家庭用（補助対象事業の実施後に申請を行うもの）

補助対象項目	種類	補助対象要件（いずれも中古品を除く。）
太陽光発電システム	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力供給契約に基づき電力の供給を行うものであること。
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等以上の性能を有すると市が認めるものであること。
	ソーラーシステム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等以上の性能を有すると市が認めるものであること。
蓄電池	—	国が平成28年度以降に実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。
コージェネレーションシステム	ガスエンジン	次の要件を全て満たすこと。 ア ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されているシステムであり、貯湯ユニットはガスエンジンユニットの排熱を吸収できるものであること。 イ 燃料は都市ガス又はLPガスを使用するものであること。
	燃料電池	経済産業省資源エネルギー庁による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象機器として認められたものであること。
エコカー	電気自動車	次の要件を全て満たすこと。
	プラグインハイブリッド自動車	ア 車検証の使用者の住所及び使用の本拠の位置が市内であること。 イ リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けていること。
	燃料電池自動車	
エコカー充給電設備(V2H)	—	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業の補助対象機器として登録されているものであること。
雨水貯留槽	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 本体価格が1万5,000円以上（税込）であること。 イ 容量が100l以上であること。

ホームエネルギー管理システム (HEMS)	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 イ エネルギー使用量を個別に計測し、及び蓄積し、「見える化」が図られていること。
-----------------------	---	---

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいう。
- 2 「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムの中で、集熱器と貯湯ユニットが一体型である太陽熱温水器及び集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるソーラーシステムのことをいう。
- 3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 4 「コージェネレーションシステム」とは、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムのことをいい、都市ガス又はLPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行うコージェネレーションシステム（ガスエンジン）及び都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行うコージェネレーションシステム（燃料電池）のことをいう。
- 5 「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る電気自動車、家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできるプラグインハイブリッド自動車及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る燃料電池自動車のことをいう。
- 6 「電気自動車等用充給電設備」とは、電気自動車等と住宅間の充給電を行う設備のことをいう。
- 7 「雨水貯留槽」とは、雨どいから集めた雨水を利用するための貯留槽として販売されている製品のことをいう。
- 8 「ホームエネルギー管理システム (HEMS)」とは、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。

(3) 事業者用

補助対象項目	種類	補助対象要件（いずれも中古品を除く。）
--------	----	---------------------



太陽光発電システム	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。 エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のものであること。
太陽光採光システム	—	太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた屋内の照明用途に利用するものであること。
太陽熱利用システム	—	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等以上の性能を有すると市が認めるものであること。
地中熱利用システム	ヒートポンプ式	次の要件を全て満たすこと。 ア 冷暖房のエネルギー消費効率（COP）が 3.0 以上であること。 イ 地中熱交換器（熱交換井を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
	蓄熱式空気循環	地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
高効率機器	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において 1 年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するものであること。 イ 給湯又は空調を用途とする機器であるものであること。 ウ 従前に使用していた機器と比較して 1 次エネルギー使用量を 10% 以上削減するものであること。 エ 業務用又は産業用であるものであること。
エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 イ エネルギー使用量を個別に計測し、及び蓄積し、「見える化」が図られていること。
蓄電池	—	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 国が平成 28 年度以降に実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 イ アと同等以上の機能を有するものであること。
エコオフィス	低炭素建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定を受けたものであること。

	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	経済産業省資源エネルギー庁による住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業）の交付決定を受けたものであること。
エコカー	電気自動車	次の要件を全て満たすこと。
	プラグインハイブリッド自動車	ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するものであること。
	燃料電池自動車	イ リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けていること。
エコカー充電設備	急速充電器	次の要件を全て満たすこと。 ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するものであること。 イ 不特定多数の利用が可能であること。 ウ リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けていること。
	普通充電器	次の要件を全て満たすこと。 ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するものであること。 イ 不特定多数の利用が可能であること。 ウ リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けていること。
冷凍冷蔵設備	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するものであること。 イ 従前に使用していた機器と比較して1次エネルギー使用量を10%以上削減するものであること。 ウ 業務用または産業用であること。
省エネ照明	照明器具	次の要件を全て満たすこと。 ア 器具交換工事を行う事業であること。 イ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める品目のうちLED照明器具の判断の基準（以下この項において「LED基準」という。）①から③までを満たしていること又は当該基準と同等の基準を満たしていること。 ウ 移動可能な照明器具又は電池式による照明器具でないこと。 エ LED基準に規定する防犯灯でないこと。
	電球形ランプ	次の要件を全て満たすこと。 ア グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める品目のうち電球形のランプの判断基準①を満たしていること又は当該基準と同等の基準を満たしていること。 イ 移動可能な照明器具又は電池式による照明器具に装着するものでないこと。

		ウ LED基準に規定する防犯灯でないこと。
その他	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するものであること。 イ 製造又は販売の用に供する機器（建築物を含む。）であること。 ウ 従前に使用していた機器と比較して1次エネルギー使用量を10%以上削減するものであること。 エ 業務用又は産業用であること。

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいう。
- 2 「太陽光採光システム」とは、自然採光が不十分又は不可能な空間にも反射板や光ファイバー等を使用することで太陽光を取り入れることができるシステムのことをいう。
- 3 「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。
- 4 「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことで、ヒートポンプを活用するヒートポンプシステム及び蓄熱層を活用する蓄熱式空気循環のことをいう。
- 5 「高効率機器」とは、給湯又は空調を用途とする機器で、かつ、既存機器のエネルギー使用量と比べて10%以上のエネルギー使用量を削減する機器のことをいう。
- 6 「エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）」とは、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。
- 7 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 8 「エコオフィス」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定又は住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）の交付決定を受けた建築物のことをいう。
- 9 「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る電気自動車、家庭用電源等の

電気を車両側のバッテリーに充電することのできるプラグインハイブリッド自動車及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る燃料電池自動車のことをいう。

- 1 0 「エコカー充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備のことをいい、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上の急速充電器（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）及び漏電遮断器及びコントロールパイロット機能（使用・非使用の切替え可能なもの）を有する定格出力10kW未満の普通充電器（充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えた設備に限る。）のことをいう。
- 1 1 エコカー及びエコカー充電設備については、自動車販売業者及びリース事業者は、原則として補助対象者とししない。
- 1 2 「冷凍冷蔵設備」とは、冷凍又は冷蔵を用途とする機器のことをいう。
- 1 3 「省エネ照明」とは、発光ダイオード（LED）などの高効率照明機器のことをいう。
- 1 4 「省エネ照明」については、この表に掲げる他の補助対象項目に係るこの要綱に基づく補助金の申請を1項目以上併せて申請する場合に補助対象項目とし、補助対象経費ごとに「照明器具」又は「電球形ランプ」のいずれか一方の種類に補助に限る。

（4） 自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	補助対象要件（いずれも中古品を除く。）
太陽光発電システム	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。 エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のものであること。
太陽熱利用システム	—	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等以上の性能を有すると市が認めるものであること。
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	—	次の要件を全て満たすこと。 ア 「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 イ エネルギー使用量を個別に計測し、及び蓄積し、「見える化」が図られているものであること。
蓄電池	—	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 国が平成28年度以降に実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチ

		<p>ブにより登録されていること。</p> <p>イ アと同等以上の機能を有するものであること。</p>
省エネ照明	照明器具	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 器具交換工事を行う事業であること。</p> <p>イ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める品目のうち LED 照明器具の判断基準①から③までを満たしていること又は当該基準と同等の基準を満たしていること。</p> <p>ウ 移動可能な照明器具又は電池式による照明器具でないこと。</p> <p>エ 所沢市防犯灯補助要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による補助の対象でないこと。</p>
	電球形ランプ	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める品目のうち電球形のランプの基準基準①を満たしていること又は当該基準と同等の基準を満たしていること</p> <p>イ 移動可能な照明器具又は電池式による照明器具に装着するものでないこと。</p> <p>ウ 所沢市防犯灯補助要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による補助の対象でないこと。</p>
高効率機器	—	<p>既存機器のエネルギー使用量と比べて 10%以上のエネルギー使用量を削減するものであること。</p>
省エネ家電	冷蔵庫	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 統一省エネラベル 4 つ星以上であること。</p> <p>イ 既に設置された冷蔵庫との買換えで導入すること。</p> <p>ウ 買換え前の冷蔵庫を特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づき適正に処理したことが書面により確認できること。</p> <p>エ 市内の店舗で購入したものであること。</p>
	テレビ	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 統一省エネラベル 4 つ星以上であること。</p> <p>イ 既に設置されたテレビとの買換えで導入すること。</p> <p>ウ 買換え前のテレビを特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づき適正に処理したことが書面により確認できること。</p> <p>エ 市内の店舗で購入したものであること。</p>

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいう。
- 2 「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。
- 3 「ホームエネルギー管理システム（HEMS）」とは、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。

- 4 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 5 「省エネ照明」とは、発光ダイオード（LED）などの高効率照明機器のことをいう。
- 6 「省エネ照明」については、補助対象経費ごとに「照明器具」又は「電球形ランプ」のいずれか一方の種類に補助に限る。
- 7 「高効率機器」とは、給湯又は空調を用途とする機器で、かつ、既存機器のエネルギー使用量と比べてエネルギー使用量を削減する機器のことをいう。
- 8 「省エネ家電」とは、既存機器のエネルギー使用量と比べてエネルギー使用量を削減する冷蔵庫又はテレビのことをいう。
- 9 「省エネ家電」については、この表に掲げる他の補助対象項目に係るこの要綱に基づく補助金の申請を1項目以上併せて申請する場合に補助対象項目とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

別表第2（第4条関係）

（1） 家庭用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光採光システム	—	①機器費 ア 採光器 イ 光ファイバーケーブル、光伝導管等 ウ 端末照明器具 エ コントロールユニット ②設置工事費	補助対象経費の10分の1	10万円
バイオマスストーブ	—	①機器費 ア 機器本体 イ 煙突 ウ 排気管及び排気筒 ②設置工事費	補助対象経費の10分の1	5万円
地中熱利用システム	ヒートポンプ式	①機器費 ア 採熱井堀削 イ 採熱パイプ ウ ヒートポンプ エ 循環ポンプ オ リモコン カ 配管配線器具	補助対象経費の10分の1	25万円

		②設置工事費		
	蓄熱式空気循環	①機器費 ア 採熱井堀削 イ 熱交換パイプ ウ ファンユニット エ 空気循環ユニット オ 配管配線器具 ②設置工事費		
エコハウス	低炭素建築物	①設備費 ②工事費	延べ床面積 1m <sup>2</sup> 当たり 2,500 円	30 万円
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス		延べ床面積 1m <sup>2</sup> 当たり 3,000 円	36 万円
太陽光発電システム	—	①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置 (パワーコンディショナ) ウ カラーモニター エ 架台 オ 接続箱 カ 交流側開閉器 キ 余剰電力販売用電力計 ク 配管配線器具 ②設置工事費	太陽電池の最大出力 1kW 当たり 2 万円	8 万円
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	①機器費 ア 集熱器 (一体型のものにあつては、集熱器及び貯湯部) イ 蓄熱槽 ウ 架台 エ 配管及び配線器具 ②設置工事費	集熱面積 1m <sup>2</sup> 当たり 1 万 5,000 円	6 万円
	ソーラーシステム	①機器費 ア 集熱器 イ 貯湯ユニット ウ 蓄熱槽 エ 架台 オ 配管配線器具 ②設置工事費	集熱面積 1m <sup>2</sup> 当たり 2 万円	12 万円

蓄電池	—	①機器費 ア 蓄電池部 イ 電力変換装置 ウ 配管配線器具 ②設置工事費	蓄電容量 1kWh 当たり 20 万円 り 2 万 5 千円	
コージェネレーションシステム	ガスエンジン	①機器費 ア ガスエンジンユニット イ 貯湯ユニット ウ リモコン、配管配線器具 ②設置工事費	10 万円	
	燃料電池	①機器費 ア 燃料電池ユニット イ 貯湯ユニット ウ リモコン エ 配線配管器具 ②設置工事費	12 万円	
エコカー	電気自動車	①車両本体購入費（リース契約の場合は、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する費用）	10 万円	
	プラグインハイブリット			
	燃料電池自動車	①車両本体購入費（リース契約の場合は、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する費用）	50 万円	
エコカー充電設備(V2H)	—	①機器費 ア 電力充電設備 イ 必要不可欠な付属機器 ②設置工事費	5 万円	
雨水貯留槽	—	①機器費 ア 機器本体費 ②設置工事費	7,500 円	
ホームエネルギー管理システム (HEMS)	—	①機器費 ア データ集約機器 イ 通信装置 ウ 制御装置 エ モニター装置 オ 計測機器 カ 配管配線器具 ②設置工事費	2 万円	



備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号及び第2号の規定の例による。
- 2 三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合、補助金額及び上限額の20%を加算する。
- 3 市内事業者（本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。）と契約を結び、かつ、費用の支払を行い、領収書の発行を受ける場合、補助金額及び上限額の10%を加算する。
- 4 所沢市マチエコ応援隊（所沢市マチエコ応援隊登録制度実施要綱（平成27年11月1日施行）に基づく登録事業者をいう。）による低価格プランを適用する場合、補助金額及び上限額の10%を加算する。
- 5 加算措置は併用することができ、30%を限度とする。
- 6 2～5までに規定するもののほか、小規模太陽光発電設備（小規模太陽光発電設備普及実証事業補助金交付要綱（埼玉県要綱平成29年4月3日施行）の補助対象となる小規模太陽光発電設備をいう。以下同じ。）を設置する場合、太陽光発電システムの補助金額に2万円を加算する。

(2) 事業者用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	補助対象経費の5分の1	200万円
太陽光採光システム	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費		

		エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費
太陽熱利用システム	ヒートポンプ式	①機器費 ア 設備機器
	蓄熱式空気循環	イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費
地中熱利用システム	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費
高効率機器	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費
エネルギー管理システム (BE)	—	①機器費 ア 設備機器

MS、HEMS)		イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
蓄電池	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
エコオフィス	低炭素建築物 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	① 設備費 ② 工事費	
エコカー	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	車両本体購入費（リース契約の場合は、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する費用）	10万円 50万円
エコカー充電設備	急速充電器	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費	補助対象経費の5分の1

		オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
	普通充電器	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
冷凍冷蔵設備	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
省エネ照明	照明器具	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	
	電球形ランプ	①機器費	
その他	—	市長が認める経費	

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第3号の規定の例による。
- 2 所沢市企業立地支援条例（平成25年条例第31号）に基づく認定（企業立地協力者奨励金に係る認定を除く。）を受けた場合は、上限額に100万円を加算する。

(3) 自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費	補助対象経費の 分の1	3300万円
太陽熱利用システム	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費		
ホームエネルギー管理システム (HEMS)	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費		

		カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費		
蓄電池	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費		
省エネ照明	照明器具	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費		
	電球形ランプ	①機器費		
高効率機器	—	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が認める経費		
省エネ家電	冷蔵庫 テレビ	①省エネ家電本体購入費 ②必要不可欠な付属機器費		

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第4号の規定の例による。

別表第3（第5条関係）

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光採光システム	—	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工前の現況写真 エ 設計図 オ 案内図 カ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
バイオマスストーブ	ペレットストーブ 薪ストーブ	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工前の現況写真 エ ストーブの構造図 オ ストーブの配置図（排気口の位置が分かるもの） カ 機器の性能を確認できる仕様書（燃焼効率が記載されたもの） キ 誓約書 ク 付近見取り図（排気口の位置と隣家との距離が分かるもの） ケ 案内図 コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
地中熱利用システム	ヒートポンプ式 蓄熱式空気循環	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工前の現況写真 エ 設計図 オ 案内図 カ 地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し（地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。） キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
エコハウス	低炭素建築物	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工前の現況写真 エ 設計図 オ 案内図 カ 設計内容説明書の写し キ 低炭素建築物新築等計画認定申請書の写し

		ク 低炭素建築物等計画認定通知書の写し ケ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工前の現況写真 エ 設計図 オ 案内図 カ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業に係る交付申請書の写し キ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業に係る実施計画書の写し ク 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業に係る交付決定通知書の写し ケ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）	

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号の規定の例による。

別表第4（第5条関係）

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	—	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナーの施工後の写真） オ 太陽電池モジュールの配置図 カ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。） キ 案内図 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） オ 集熱器の配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
	ソーラーシステム	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し



		エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） オ 集熱器の配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
蓄電池	—	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び蓄電池本体・分電盤の施工後の写真並びに機器の型式の読み取れる写真） オ 配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
コージェネレーションシステム	ガスエンジン 燃料電池	ア 事業概要書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真並びに機器の型式の読み取れる写真） オ 配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
エコカー	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 車検証の写し オ 保管場所標章番号通知書の写し カ 施工写真（充電コンセントにかかる施工後写真） キ 案内図 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
エコカー充給電設備（V2H）	—	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） オ 配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
雨水貯留槽	—	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの

		ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） オ 配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	—	ア 事業概要書 イ 契約書の写し又はこれに代わるもの ウ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し エ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） オ ホームエネルギー管理システムの配置図 カ 案内図 キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第2号の規定の例による。
- 三世帯同居の加算措置の適用を受ける場合は、三世帯が同居していることを証する書類（住民票の写し等）を添付すること。
- 小規模太陽光発電設備の加算措置の適用を受ける場合は、設備の設置等に関する書類を添付すること。

別表第5（第5条関係）

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	—	ア 事業計画書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 施工前の現況写真 キ 太陽電池モジュールの配置図 ク 導入システムのカタログの写し ケ 案内図 コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
太陽光採光システム	—	ア 事業計画書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事

		<p>業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 導入機器のカタログの写し</p> <p>ケ 案内図</p> <p>コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
太陽熱利用システム	ヒートポンプ式蓄熱式空気循環	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 導入機器のカタログの写し</p> <p>ケ 案内図</p> <p>コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
地中熱利用システム	—	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 導入システムのカタログの写し</p> <p>ケ 案内図</p> <p>コ 地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し（地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。）</p> <p>サ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
高効率機器	—	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p>

		<p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 既存設備と比較し 10%以上の 1 次エネルギー使用量を削減する算出資料</p> <p>ク 設計図</p> <p>ケ 導入機器のカタログの写し</p> <p>コ 案内図</p> <p>サ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	—	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 導入機器のカタログの写し</p> <p>ケ 案内図</p> <p>コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
蓄電池	—	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 導入機器のカタログの写し</p> <p>ケ 案内図</p> <p>コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
エコオフィス	低炭素建築物	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p>

		<p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク 設計内容説明書の写し</p> <p>ケ 低炭素建築物新築等計画認定申請書の写し</p> <p>コ 低炭素建築物等計画認定通知書の写し</p> <p>サ 案内図</p> <p>シ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>カ 施工前の現況写真</p> <p>キ 設計図</p> <p>ク ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業の交付申請書の写し</p> <p>ケ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業の実施計画書の写し</p> <p>コ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業の交付決定通知書の写し</p> <p>サ 案内図</p> <p>シ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
エコカー	電気自動車	ア 事業計画書
	プラグインハイブリッド自動車	イ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し
	燃料電池自動車	<p>ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>エ 導入車両のカタログの写し</p> <p>オ 案内図</p> <p>カ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）</p>
エコカー充電設備	急速充電器	ア 事業計画書
	普通充電器	<p>イ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し</p> <p>ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの</p> <p>オ 施工前の現況写真</p> <p>カ 設計図</p>

		キ 導入設備のカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
冷凍冷蔵設備	—	ア 事業計画書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 施工前の現況写真 キ 既存設備と比較し 10%以上の 1 次エネルギー使用量を削減する算出資料 ク 設計図 ケ 導入機器のカタログの写し コ 案内図 サ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
省エネ照明	照明器具	ア 事業計画書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代
	電球形ランプ	わるもの カ 施工前の現況写真 キ 設計図 ク 導入機器のカタログの写し ケ 案内図 コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
その他	—	ア 事業計画書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 施工前の現況写真 キ 設計図 ク 導入機器のカタログの写し

		ケ 案内図 コ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） サ その他市長が認めるもの
--	--	---

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第3号の規定の例による。
- 所沢市企業立地支援条例に基づく認定事業の加算措置の適用を受ける場合は、所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写しを添付すること。

別表第6（第5条関係）

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	—	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 太陽電池モジュールの配置図 キ 導入システムのカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
太陽熱利用システム	—	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 設計図 キ 導入システムのカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	—	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 設計図 キ 導入機器のカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
蓄電池	—	ア 事業計画書

		イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 設計図 キ 導入機器のカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
省エネ照明	照明器具	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 設計図 キ 導入機器のカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
	電球形 ランプ	オ 施工前の現況写真 カ 設計図 キ 導入機器のカタログの写し ク 案内図 ケ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
高効率機器	—	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 既存設備の写真 キ 既存設備と比較し 10%以上の 1 次エネルギー使用量を削減する算出資料 ク 設計図 ケ 導入機器のカタログの写し コ 案内図 サ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）
省エネ家電	—	ア 事業計画書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 施工前の現況写真 カ 既存設備の写真 キ 配置図 ク 導入機器のカタログの写し ケ 案内図 コ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し）

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第 1 第 4 号の規定の例による。



別表第7（第9条関係）

	補助対象項目	種類	必要書類
家庭用	太陽光採光システム	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
	バイオマスストーブ	ペレットストーブ	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
		薪ストーブ	イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
	地中熱利用システム	ヒートポンプシステム	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
		蓄熱式空気循環	エ 地下水採取許可証の写し（地下水採取許可が必要な場合に限る。）
エコハウス	低炭素建築物	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書の写し	
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業に係る補助金額確定通知書の写し	
事業者用	太陽光発電システム	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナーの施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。）
	太陽光採光システム	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）

		イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
太陽熱利用システム	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
地中熱利用システム	ヒートポンプ式	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
	蓄熱式空気循環	イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 地下水採取許可証の写し（地下水採取許可が必要な場合に限る。）
高効率機器	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
蓄電池	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
エコオフィス	低炭素建築物	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書の写し
	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業補助金の確定通知書の写し
エコカー	電気自動車	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）
	プラグインハイブリッド自動車	イ 車検証の写し

	自動車 燃料電池自動車	ウ 保管場所標章番号通知書の写し
エコカー充電設備	急速充電器 普通充電器	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
冷凍冷蔵設備	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
省エネ照明	照明器具 電球形ランプ	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
その他	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ その他市長が認めるもの
自治会・管理組合 用	太陽光発電システム	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナーの施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面 エ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。）
	太陽熱利用システム	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
	ホームエネルギー管理システム（HEMS）	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
	蓄電池	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真）

		ウ 完成図面
省エネ照明	照明器具	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）
	電球形ランプ	イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
高効率機器	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工中及び施工後の写真） ウ 完成図面
省エネ家電	—	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ウ 完成図面 エ 買換前の家電に係る特定家庭用機器再商品化法に基づく家電リサイクル券の写し

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号、第3号及び第4号の規定の例による。

